

議案第 57 号

狭山市事務手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 狭山市事務手数料条例（昭和 51 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中 61 の項を 62 の項とし、29 の項から 60 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、28 の項の次に次のように加える。

29	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 7 条第 1 項に規定する通知カードの再交付	500 円
----	--	-------

第 2 条 狭山市事務手数料条例の一部を次のように改正する。

別表中 27 の項及び 28 の項を削り、29 の項を 27 の項とし、同項の次に次のように加える。

28	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードの再交付	800 円
----	---	-------

別表中 30 の項を 29 の項とし、31 の項から 62 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例中第 1 条の規定は平成 27 年 10 月 5 日から、第 2 条の規定は平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

平成 27 年 9 月 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の施行に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料を定めるとともに、住民基本台帳カードの交付及び再交付に係る手数料を廃止したいので、この案を提出するものである。